連合北海道労働相談センター／連合北海道札幌地区連合会
札幌圏雇用センサス　２０２６年８月の相談状況

１．２０２６年８月の相談状況

（１）相談件数について

〔相談者数の推移　対前月比及び前年同月比〕

項目 / 年月	相談者（人）	相談件数（件）	一人当たり相談件数（件）
2026年　8月	７３人	１３８件	１．８９件
2026年　7月	７４人	１１９件	１．６１件
2025年　8月	３０人	５３件	２．０４件

① 相談人数の年齢分布（資料－６）

１０代	２０代	３０代	４０代	５０代	６０代以降	不明
４人	１１人	１０人	１３人	２３人	７人	５人

② 相談経路（資料－６）

ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ	紹介	広告	電話帳	チラシ	他
６９人	２人	―	―	―	２人

資料－１「２０２６年　　雇用形態別　相談者数　月別集計」
資料－２「２０２６年８月　相談件数（雇用形態別）」
資料－３「２０２６年８月　相談者数（雇用形態・男女、業種別）」
資料－６「相談動向グラフ」

相談者数は７３人、相談件数は１３８件、一人当たり相談件数は１．８９件となっています。前月対比では、－１人・＋１９件ですが高水準を維持しています。前年同月対比では、相談者数+４３人、件数+８５件と大幅に増加しております。

相談者の年齢分布では、すべての年代からきており、相談経路を見ていくとインターネットが６９人で全体の９４％を占めています。

（２）雇用形態別　相談者数・相談件数・一人当たりの相談件数

〔雇用形態別　相談者数(人)〕

	正社員	契約	パート	バイト	嘱託	季節	派遣	その他	合計
男	22	1	1	8			3	2	37
女	13	1	9	6	1		4	2	36
計	35	2	10	14	1		7	4	73

〔雇用形態別　相談件数(件)〕

	正社員	契約	パート	バイト	嘱託	季節	派遣	その他	合計
男	39	4	1	15			4	3	66
女	28	2	19	10	2		6	5	72
計	67	6	20	25	2		10	8	138

資料－２「２０２６年８月　相談件数（雇用形態別）」
資料－３「２０２６年８月　相談者数（雇用形態・男女、業種別）」

相談者７４人のうち男性は２８人、女性は４６人です。雇用形態では正規職員数は３９人で、非正規職員数は３５人と正規職員からの相談が多くなっており、性別では女性が多い傾向にあります。

（３）業種別・雇用形態別　相談者数について

〔業種別及び雇用形態の相談者の分布〕

雇用形態 / 業種	正社員	契約	パート	バイト	嘱託	季節	派遣	その他	人数	件数	一人/件数
A 農林水産業											
B 鉱業・採石業											
C 建設・設計・重機業	4								4	7	1.75
D 食品製造業											
E その他製造業											
F ｴﾈﾙｷﾞｰ・水道業											
G 通信・報道・IT 業	1						1		2	5	2.50
H 交通業	1								2	2	2.00
I 陸運・倉庫業	3				1			1	5	6	1.20
J 卸・小売・飲食業	1		2	6			1		10	25	2.50
K 商品斡旋・リース業											
L 金融・保険業	1								1	3	3.00
M 不動産業											
N 医療・保健・医療品業	7		1						8	15	1.88
O 社会福祉・介護業	4	1	1						6	13	2.17
P ビル管理・警備業	4		2	1					7	11	1.57
Q 労働者派遣業											
R 教育・学習支援業	2	1		1					4	10	2.50
S 会計・行政・法律事務所											
T 宿泊・娯楽業											
U 複合サービス業				1					1	2	2.00
V その他サービス業	4		2	2			1	1	10	18	1.80
W 廃棄物処理業				1					1	1	1.00
X 公務・公共サービス	1								1	1	1.00
Y 分類不能・その他	2		2	2			4	2	12	19	1.58
合　　計	35	6	10	14	1		7	4	73	138	1.89

資料－３「２０２６年８月　相談者数（雇用形態別・男女・業種別）」
資料－４「２０２６年　　業種別　相談者数　月別集計」
資料－５「２０２６年８月　相談件数（業種別）」

業種別相談者数及び相談件数は、全体的に広い業種からの相談がありましたが、特に「卸・小売・飲食業」「その他サービス業」「医療・保健・医療品業」が多い傾向にあります。

（４）相談内容について

〔相談項目と雇用形態別相談件数の分布〕

	正社員		契約		パート		アルバイト		嘱託		季節		派遣		不明		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
組合				1														1
契約	4	3				3	3	1					1	2	1		9	9
賃金	3	2	1	1			4	2					1	2	1		10	7
時間	6	4	2			2	2	1								1	10	8
雇用	3	3						1									3	4
退職	5	5				3	1			1			1			1	7	10
保険	2					3	1										3	3
安全	4	4					1	1					1				6	5
差別	9	5	1		1	6	2	4		1				2		3	13	21
その他	3	2				2	1								1		5	4
合計	39	28	4	2	1	19	15	10		2			4	6	3	5	66	72

資料－２「２０２６年８月　相談件数（雇用形態別）」

寄せられた相談内容を見てみると

「差別等」　３４件（嫌がらせ・パワハラ３２件、セクハラ２件）
「労働時間関係」　１８件（年次有給休暇１０件、休日・休憩５件、その他３件）
「労働契約関係」　１８件（就業規則・雇用契約１５件、その他２件、配転・出向・転籍１件）
「賃金関係」　１７件（不払残業６件、月例賃金未払６件、その他４件、最低賃金１件）
「退職関係」　１７件（退職金・退職手続１７件）
「労働安全衛生」　１１件（安全衛生５件、労働災害４件、その他２件）
「その他」　９件（その他８件、経営問題・労務管理１件）
「雇用関係」　７件（解雇・退職強要・契約打切５件、合理化・倒産・閉鎖問題１件、解雇予告手当１件）
「保険・税」　６件（雇用・労災２件、健保・年金２件）
「組合関係」　１件（結成・運営・加盟１件）

相談件数合計　　１３８件

相談内容は、組合関係を除く項目すべてで相談がありました。相変わらず「差別等」の「嫌がらせ・パワハラ」が非常に高い数字を示しており、それが原因で退職を希望するが辞めさせて貰えず相談してくるケースが多く見られます。また、退職時に人手不足が原因で有給休暇の取得を拒否されるという相談も多く寄せられています。

（５）相談における違法状況について

〔項目別違法件数の分布〕

項　目	違法件数	違法率	全相談件数
賃　金　関　係	１２件	７０．５％	１７件
労働時間関係	１１件	６１．１％	１８件
差　別　等	６件	１７．６％	３４件
労働契約関係	６件	３３．３％	１８件
労働安全衛生	４件	２８．５％	１１件
保　険　・　税	３件	５０．０％	６件
雇　用　関　係	２件	２８．５％	７件
そ　の　他	１件	１１．１％	９件
退　職　関　係	０件	０．０％	１７件
労働組合関係	０件	０．０％	１件
総　数	４５件	３２．６％	１３８件

資料－２「２０２６年８月　相談件数（雇用形態別）」
資料－７「２０２６年８月　違法相談件数（業種別）」
資料－８「２０２６年８月　違法件数（相談項目・雇用形態別）」
資料－９「２０２６年　　月別集計　違法件数（相談項目別）」

７３人から寄せられた１３８件の相談件数のなかで、違法と判断される件数は４５件で違法率は、３２．６％という状況です。

「賃金関係」「労働時間関係」の２項目が高い数値を示しています。

２．２０２６年８月の特徴的な相談

ケース1　管理職手当と固定残業（正社員・運送業）

1. 50 歳代で、運送業の会社に勤務しています。勤務地は〇〇で、会社の規模は 50 名ほどです。勤務時間は 8 時 30 分から 17 時までで、管理職として月 8 万円の手当が付いています。
2. 仕事の状況によっては定時を過ぎて残ることがあり、残業時間は日によって違いますが、大体 15 分程度です。管理職なので残業代は付かないと言われていますが、月 8 万円の管理職手当が残業代の代わりになっているのか、それとも別に残業代が支払われるものなのかが気になっています。
3. 実際のところ、管理職であれば残業代が出ないのか、自分の場合はどうなるのかを確認したいです。

ケース1　アドバイス

1. 管理職手当が月 8 万円支給されているからといって、必ずしも残業代が支払われなくてよいということではありません。労働基準法上の「管理監督者」に該当するかどうかは、役職名だけで決まるものではなく、人事や経営に関する権限があるか、出退勤について本人にどの程度の裁量があるか、一般社員と比べて待遇にどのような差があるかなど、実際の勤務状況を踏まえて判断されます。
2. また、役職名、実際の残業時間、管理職手当 8 万円についての規定、本人がドライバー業務を行っているかどうかを確認する必要もあります。
3. 管理職手当が固定残業代を兼ねている場合には、何時間分の残業代として、いくらが支払われているのかが明確になっているかもポイントになります。加えて、固定残業時間を超えて勤務している場合には、超えた分の残業代が必要となります。
4. 勤務時間が 8 時 30 分から 17 時までで、休憩時間が 1 時間であれば、実働時間は 7 時間 30 分となります。その場合、17 時から 17 時 30 分までは所定外労働、17 時 30 分以降は原則として 1 日 8 時間を超える法定時間外労働となります。
5. また、トラックの運転業務も行っている場合には、自動車運転業務に関する時間外労働の上限や改善基準告示についての確認が必要です。
6. まずは、就業規則や賃金規程、管理職手当についての規定などを確認したうえで、改めて電話で相談して頂ければ幸いです。

ケース2　私傷病と有給拒否（正社員・福祉職）

1. 私は札幌市内にある高齢者共同住宅で働いています。腰椎椎間板症、仙腸関節痛、梨状筋症候群と診断され、医師から診断書を出してもらいました。
2. 腰の痛みが強く、医師からは休養が必要と言われていますが、会社からは人が足りず出勤を求められています。また、有給休暇を申請しても認めてもらえません。
3. 私は 8 月 31 日付で退職予定ですが、それまでの間、無理に働かなければならない状況で困っています。
4. このような場合、会社の対応に問題がないのか、今後どのように対応すればよいのか相談したくメールさせて頂きました。

ケース2 アドバイス

1. 正社員（無期雇用）の場合、退職の際民法の規定で14日前に通知すれば、退職（労働契約の解除）が可能になります。これは、会社側の同意は必要ありませんので、退職届に退職日を記載し提出するだけで退職は完了します。そして、退職までの期間で有給休暇の消化も権利として認められます。
2. 有給休暇取得の届け出に対し、使用者は時季変更権という権利を行使できることになっています。
3. この時季変更権は事業の正常な運営に支障を来す場合、その時季を変更することができるとされています。しかし、退職時の有給休暇取得はその時季を変更することができないので、労働者の届け出に対し拒否あるいは変更が不可能ということになります。
4. 上記は労働者の権利であり使用者はそれを侵害することは許されません。
5. ですので、8月31日退職であれば、在職期間中に残った有給をすべて使い休むといいでしょう。また、有休が足りない場合、医者から休養が必要と言われているのであれば、診断書を出してもらいそれを根拠に欠勤するといいです。人が足りないのは会社に責任があるだけで、○○さんに責任は一切ありません。
6. 当然、有休休暇の消化分は賃金が発生しますので、それを支払ってこない場合は賃金未払の違法行為になります。その場合は労働基準監督署に相談するといいです。
7. 順序として ①まず、退職届に退職日及び有給消化日を明記し会社に提出する。提出日翌日から休むこととする（有給が足りない場合は、欠勤日数についても記載する）。 ②有給では足りない場合は、主治医に診断書を書いてもらい、その診断書を退職届に添付する。 ③万が一、有休消化分の賃金が払われない場合は、労働基準監督署に相談し賃金未払の違法行為として申告する。
8. 以上が簡単な流れとなります。
9. これ以外で分からないことがあれば、下記の連合フリーダイヤルまでお電話頂くようお願いいたします。業前の掃除については、業務命令であり状態化しておりますので、労働時間を解釈できます。

ケース3 契約書・賃金明細不交付と最賃違反（アルバイト・店員）

1. 飲食店に勤務しています。
2. 労働時間は1日 10 時間で週 6 日労働に加え、休憩は無い状態です。
3. 給与明細が発行されませんので、給与の内容が分かりません。
4. 時給 750 円と言われ、10 年強勤務しています。
5. 雇用契約書や労働条件通知書の提示もないですし、口頭での説明もありません。
6. 他にも 1 名同様に勤務していますが、その方には家族もおります。
7. 雇用契約書や給与明細を出すようお願いしました、「何に使うのか」「出す必要はない」と言われました。
8. 社長の送り迎えなどを命じられ自家用車で行っていますが、ガソリン代は当然のように自腹です。また事故の弁償なども過去にありましたが、社長は全く無視していました。
9. 労働基準監督署に相談したいと思っていますが、その前に相談しました。
10. 労基から指導が入ると思いますが、会社が対応しない場合、3年分の最低賃金の差、時間外割増などの支払い請求はどうなるのでしょうか。

ケース3 アドバイス

1. 1日10時間休憩なしは、法に抵触します。その時間内に1時間以上の休憩を使用者は与えなければいけません。
2. 労働は原則週40時間までとなっており、その時間を超えて労働させるためには、労働者との間で36協定を締結し、労働基準監督署に届け出をしなければなりません。届け出が無く労働させることも法に抵触しています。
3. 雇用契約書または労働条件通知書は、就業につく際に使用者と労働者の間で就労条件を確認するもので、使用者は提示することになっており、提示しないことも法に抵触しています。
4. 給与明細も労働に対する対価である賃金の証明となり、労働者へ発行することが定められています。
5. 賃金について、時給750円は、最低賃金法に抵触します。現在は1075円ですので、時給325円過不足となります。
6. 車のガソリン代の自腹、弁償なども法に抵触します。
7. 労基へは、「通報」として最寄りの労働基準監督署に電話してください。
8. 直接面談を希望とのことですが、電話してアポを取られることをお勧めします。
9. 時給750円を証明するためには、その額を立証する給与明細や勤務表が必要になります。
10. 給与明細の発行が無いようですので、時給750円に関する指導の前に、給与明細の発行を会社に指導し、証拠固めが最初になると思いますので、労基によく相談してください。
11. 会社が労基の指導に沿って動かない場合は、未払い賃金を会社に直接請求することになりますが、会社が対応しない場合は、労働審判、民事訴訟などとなりますので、先ずは無料の弁護士相談に相談し、弁護士の指示に沿って行動されますことをお勧めします。

ケース4 ネット使用ルールの疑問(正社員・事務職)

1. 従業員 180 人の学校法人で勤務しています。
2. 職場には労働組合は無く、過半数代表者のみがおります。その人は社長が指名する方で年1回交渉をしているようですが、社長の指名であるため、事実上労使交渉できるような場ではありません。
3. 上司(新しく来た課長)の嫌がらせがあり相談したいです。
4. 会社の決済が全て電子に変更されたのだが、会社の PC による電子掲示板で報連相をしています。そこには「インターネット使用ルール」が明示されており、自分の書き込みだけに編集機能があります。
5. 最近、自分で投稿した文書をなぜ消したんだと、その上司から怒鳴られました。怒鳴るという態度はともかく、削除したことがなぜ責められるのか分かりませんでした。
6. 自分でおかしいと思ったことを直しただけなので、感想や古くなった内容を消したことで責められる理由はないはずです。また、自分だけに言われることも納得いきません。
7. 一般的に考えて、自分が思っていることはおかしいことでしょうか？
8. 削除ボタンがある以上、消してもいいはずだと思います。これはどう思うか知りたいです。
9. 就業規則にもこの件についての記載はありません。自分で内容を削除することはマナーに反するのでしょうか？

ケース4　アドバイス

1. まず、就業規則が電子掲示板に対応していない点ですが、就業規則に「電子掲示板の使い方」の一般的な記載のほか、行ってはいけない事項などの記載を求めることが必要です。
2. それが存在しない点で、削除をしたことを理由に懲戒処分を行うことはできません（→ 社内の秩序を乱した等で制裁される恐れはゼロではないが）。
3. また、パワハラ行為は録音することが必要です。その他、上司からの当該指導が言いがかりだと証明する他、消すことがなぜ必要なのかも示す方がよいため、削除前にスクリーンショットを取っておいた方が良いでしょう。

ケース5　有給取得妨害とシフト増の強要（アルバイト・店員）

1. 休みの連絡を入れると代わりを探さないと休むなと言われたり、休むならほかのシフトの入っていない日にシフトを増やせと言われています。
2. また人によってシフトの数が違うのに対し 15 日中 10 日ほど入っている人にもっと増やせと言い、4 日しかない人には何も言わず、休みの理由を友人との予定があるというと、お店が人が足りずに大変なのだから遊びは今の時期にすることではない。だからシフトを入れろと言われています。
3. また 7 時間の労働でも休憩が発生せず 8 時間から 10 時間労働の時のみ 1 時間の休憩というルールがあります。（お店が忙しいとそれすらも取れない日もあります）また 22 時閉店のあとの締め作業は全く時給が発生しません。人が足りず遅い日だと 23 時半が過ぎるまで締め作業をしていることもあります。

ケース5　アドバイス

1. ご質問の中にはいくつか法律に違反する点が見受けられますので、項目ごとに回答させていただきます。
2. ① 休みの連絡を入れると代わりを探せと言われたり、休むならシフトを増やせと言われる点
3. → 労働基準法第 39 条では、使用者は6ヶ月かつ8割以上勤務した労働者に対して有給休暇を与えなければならないとされています。ご相談者様が休みの連絡を入れた際、使用者が行使できるのは「どうしてもその日にその人が勤務する必要がある場合」に変更を求める「時季変更権」（法 39 条 5 項）のみであり、代わりの労働者を探すことや、シフトを増やすべきという法律上の規定はありません。（特に使用者は「代わりの者を探せ」と言いがちですが、労働者を探すのは使用者の義務です。また、有給が付与される前であっても、体調不良等の正当な事由で休むことは可能です）
4. ② 人によってシフトの数が違うのにもっと増やせと言い、4 日しかない人には何も言わない点
5. → 本来、使用者は労働者を平等に扱うべきであり、一部の人を有利に扱うには個別の契約が必要となります。この点は、その一部の方と使用者が特別な契約を交わしている可能性があり直ちに違法とは言い切れませんが、全員同じ契約内容である場合には、平等権との関係で問題となり得ます。
6. ③ 7 時間の労働でも休憩が発生せず、8 時間から 10 時間労働の時のみ 1 時間の休憩というルールがある点
7. → 労働基準法第 34 条 1 項では、労働時間が 6 時間を超える場合には 45 分、8 時間を超える場合には 1 時間の休憩を与えなければならないため、明らかに法律違反です。お店が忙しくとも、休憩を取らせないことは違法行為です。
8. ④ 22 時閉店のあとの締め作業は全く時給が発生せず遅い日だと 23 時半が過ぎるまで締め作業をしている点
9. → 労働基準法第 24 条では、賃金は通貨で直接労働者に支払わなければならないとされています。全く時給が発生しないのは、賃金不払いという違法行為です。（労基法第 24 条、第 37 条）
10. 上記お示しした通り、ご相談内容には多くの違法行為がありますため、一度労働基準監督署への相談をお勧めします。
11. なお、相談の際には一般の「総合労働相談」ではなく、証拠となる文書（雇用契約書・給与明細やタイムカードなど）をお持ちになり、「労働基準監督官に対して通報」をすることが有効です。

ケース6　ワンマン経営と退職手続（正社員・重機オペレーター）

1. 家族経営の建設業の会社に勤めているのですが、社長、社長の奥さん（常務）息子（専務）娘（係長）で経営していて、入社すぐにパワハラがあった為３年目で退職の意思を伝えると、入社時に業務に必要な大特免許と中型免許費用の全額を請求され、その時の状況から退社を諦めました。
2. それから計11年目で現在も在籍していますが、これまでに日常で使う必要な作業系の資格（車両系建設機械、玉掛け、高所作業車）など、工事先で所持しているのかと聞かれたので、必要な旨を会社に伝えたのに関わらず、一切取らせてもらえません。
3. 有給も取れない雰囲気で取れず、年間休日も 105 日法定ギリギリですが、冬は重機での除雪で休日出勤も当たり前の為、105には休めません。
4. 経営陣家族一家は公私混同で作業などは全部こちらに丸投げで、勤務時間中でもパチンコ行ったり自宅の洗濯機が壊れたと運ぶのを手伝わされたり、接待と言って経費計上して使いまくりのこちらの生活がカツカツでもやりたい放題です。
5. 退社したいのですが、会社都合にできますか？

ケース6　アドバイス

1. 退職については、民法の規定上14日前に通知すれば何も問題はありません。
2. ただ、会社都合になるかどうかは、今勤務するにあたり会社の都合で辞めざるを得ない事情があるかどうかが判断のポイントになります。例えば、パワハラ、賃金遅配、残業未払、長時間労働などです。それらの問題があればそれを理由に退職届を提出し、そのうえでハローワークでこれらの問題があり退職せざるを得なかった旨を伝えると「会社都合」に変更してくれる場合があります。
3. 退職事由を決めるのは会社ではなくハローワークです。なので、会社が自己都合で辞めたと主張しても事実に基づき決定されます。
4. あと、退職時に有給休暇は消化できます。勤務年数から判断すると年に20日間で、時効消滅分を加味すると40日間（使っていない場合）が残っていることになります。
5. よって、退職時にその有給を使用できますので、その分を含め退職日を設定するといいでしょう。
6. 有休消化分の賃金を払ってこない場合も考えられますが、それは労働基準法に抵触する違法行為になります。その時は、労働基準監督署に労基法違反の申告を行うことで回収できます。
7. 退職時に通常は「退職願い」を提出しますが、これは、会社側に了承を求める行為になり会社の同意が必要になりますので、「退職届」という書式で、①○月○日をもって退職する。②ただし、退職日までの○○日間は、有休消化のため出勤致しません。③その分の賃金は給与振り込み口座に振り込み願います。④退職日まで会社からの電話には対応いたしませんので、連絡については書面にてお願いいたします。
8. このような内容にするといいでしょう。
9. 最後に年間休日は105日と記載されていますが、労働時間はどうなっていたのでしょうか。もしかすると、1日8時間、週40時間の法律上の上限を超えていたのではないでしょうか。で、その分の賃金が払われていないのであれば、完全な法律違反となり、会社都合での退職にしてもらえる可能性は高まりますし、払われていない賃金を請求することも可能になります。その場合も労働基準監督署に相談するといいでしょう。

以上のような相談が数多く寄せられております。

働くうえで基本的知識やルールを身に着けることは重要です。自ら学ぶ方法もありますが、連合相談ダイヤルに電話頂ければ、詳しいアドバイスを受けることができます。一人で悩まず連合北海道労働相談センター（TEL0120-154-052）へお電話下さい。

資料1

2026年　雇用形態別　相談者数　月別集計

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	総計	構成比
正社員	1 男	18	22	24	18	14	17	16	22					151	25.3%
	2 女	9	29	16	17	13	23	23	13					143	24.0%
契約社員	1 男	3	6	2	9	6	6		1					33	5.5%
	2 女	4	4	7	7	5	2	5	1					35	5.9%
パート	1 男	1	1		2		1		1					6	1.0%
	2 女	5	2	12	7	5	7	8	9					55	9.2%
アルバイト	1 男	4	4	8	2	11	10	7	8					54	9.0%
	2 女	6	5	10	8	6	11	4	6					56	9.4%
嘱託	1 男							1						1	0.2%
	2 女		1						1					2	0.3%
季節	1 男														
	2 女														
派遣	1 男		1		2	1		2	3					9	1.5%
	2 女	1	4	3	2	5	2	5	4					26	4.4%
求職者・他	1 男		2	3		3	2	2	2					14	2.3%
	2 女	3	2		2		2	1	2					12	2.0%
合計	1 男	26	36	37	33	35	36	28	37					268	44.9%
	2 女	28	47	48	43	34	47	46	36					329	55.1%
	合計	54	83	85	76	69	83	74	73					597	
相談件数	1 男	45	63	64	54	47	58	42	66					439	
	2 女	44	87	88	69	51	95	77	72					583	
	計	89	150	152	123	98	153	119	138					1,022	
1人当たり件数		1.65	1.81	1.79	1.62	1.42	1.84	1.61	1.89					1.71	

参考 2025年相談者数	28	44	31	33	23	45	23	30	56	47	44	42	446	
参考 2025年相談件数	42	60	38	49	31	73	44	52	80	74	71	54	668	

2026年8月 相談件数（雇用形態別）

資料2

			1 正社員		2 契約社員		3 パート		4 アルバイト		5 嘱託		6 季節		7 派遣		8 求職者・他		合計			構成比
			1 男	2 女	1 男	2 女	1 男	2 女	1 男	2 女	1 男	2 女	1 男	2 女	1 男	2 女	1 男	2 女	1 男	2 女	男女計	
労働組合関係	11	結成・運営・加盟				1														1	1	0.7%
	12	不当労働行為																				
	13	労使関係																				
	14	その他 組合																				
	15	組合加入・脱退																				
	小計					1														1	1	0.7%
労働契約関係	21	就業規則・雇用契約	3	2				3	3	1					1	1	1		8	7	15	10.9%
	22	雇用形態																				
	23	配転・出向・転籍	1																1		1	0.7%
	24	その他 契約		1												1				2	2	1.4%
	25	一方的身分変更																				
	26	派遣・人夫貸し																				
	小計		4	3				3	3	1					1	2	1		9	9	18	13.0%
賃金関係	31	月例賃金未払・控除	1			1				1					1	1	1		3	3	6	4.3%
	32	不払残業・割増賃金	2		1				1	1						1			4	2	6	4.3%
	33	一時金・諸手当																				
	34	最低賃金							1										1		1	0.7%
	35	その他 賃金		2					2										2	2	4	2.9%
	36	賃上げ・賃下げ																				
	小計		3	2	1	1			4	2					1	2	1		10	7	17	12.3%
労働時間関係	41	週40時間・長時間労働																				
	42	休日・休暇	1	1	1				1	1									3	2	5	3.6%
	43	年次有給休暇	4	2	1			2										1	5	5	10	7.2%
	44	その他 労働時間	1	1					1										2	1	3	2.2%
	45	労働時間延長・短縮																				
	小計		6	4	2			2	2	1								1	10	8	18	13.0%
雇用関係	51	解雇・退職強要・契約打切	2	2						1									2	3	5	3.6%
	52	合理化・倒産・閉鎖問題		1																1	1	0.7%
	53	解雇予告手当	1																1		1	0.7%
	54	休業補償																				
	55	その他 雇用																				
	小計		3	3						1									3	4	7	5.1%
退職関係	61	定年問題																				
	62	退職金・退職手続	5	5				3	1			1			1			1	7	10	17	12.3%
	63	再雇用問題																				
	64	その他 退職																				
	小計		5	5				3	1			1			1			1	7	10	17	12.3%
保険・税	71	雇用・労災	1					2											1	2	3	2.2%
	72	健保・年金	1					1	1										2	1	3	2.2%
	73	税金問題																				
	74	その他 保険・税																				
	小計		2					3	1										3	3	6	4.3%
労働安全衛生	81	労働災害	2	2															2	2	4	2.9%
	82	職業病																				
	83	安全衛生	1	2					1	1									2	3	5	3.6%
	84	その他 安全衛生	1												1				2		2	1.4%
	85	ＰＴＳＤ																				
	小計		4	4					1	1					1				6	5	11	8.0%
差別等	91	男女差別																				
	92	女性保護																				
	93	セクハラ								1								1		2	2	1.4%
	94	嫌がらせ・パワハラ	9	5	1		1	6	2	3		1				2		2	13	19	32	23.2%
	95	その他 差別																				
	小計		9	5	1		1	6	2	4		1				2		3	13	21	34	24.6%
その他	991	経営問題・労務管理		1																1	1	0.7%
	992	上記以外	3	1				2	1								1		5	3	8	5.8%
	993	職業紹介・求人																				
	小計		3	2				2	1								1		5	4	9	6.5%
合計			39	28	4	2	1	19	15	10		2			4	6	3	5	66	72	138	100.0%

1月	31	15	6	6	2	8	6	8						2		5	45	44	89	10.07%		
2月	39	58	11	5	2	2	5	9		3			3	7	3	3	63	87	150	16.97%		
3月	46	33	2	10		24	12	16						5	4		64	88	152	17.19%		
4月	32	29	13	10	3	13	3	11					3	4		2	54	69	123	13.91%		
5月	19	17	8	7		8	14	10					2	9	4		47	51	98	11.09%		
6月	29	53	10	5	1	11	15	21						3	3	2	58	95	153	17.31%		
7月	24	39		9		14	9	5	2				3	9	4	1	42	77	119	13.46%		
8月																						
9月																						
10月																						
11月																						
12月																						
合計	220	244	50	52	8	80	64	80	2	3			11	39	18	13	373	511	884	100.00%		

	1 正社員	2 契約社員	3 パート	4 アルバイト	5 嘱託	6 季節	7 派遣	8 求職者・他
業種別相談件数（年計）	464	102	88	144	5		50	31
業種別相談数年間比率	52.5%	11.5%	10.0%	16.3%	0.6%		5.7%	3.5%

2026年8月　相談者数（雇用形態・男女・業種別）

資料３

業態別雇用形態相談人数																			
	正社員		契約社員		パート		アルバイト		嘱託		季節		派遣		求職者・他		全雇用計		
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男女計
A　農林水産業																			
B　鉱業・砕石業																			
C　建設・設計・重機業	4																4		4
D　食品製造業																			
E　その他製造業																			
F　エネルギー・水道業																			
G　通信・報道・IT業		1											1				1	1	2
H　交通業	1																1		1
I　陸運・倉庫業	2	1								1					1		3	2	5
J　卸・小売・飲食業	1					2	4	2						1			5	5	10
k　商品斡旋・リース業																			
L　金融・保険業		1																1	1
M　不動産業																			
N　医療・保健・医薬品業	2	5				1											2	6	8
O　社会福祉・介護業	2	2		1		1											2	4	6
P　ビル管理・警備業	4				1	1	1										6	1	7
Q　労働派遣業																			
R　教育・学習支援業	2		1					1									3	1	4
S　会計・行政・法律事務所																			
T　宿泊・娯楽業																			
U　複合サービス業								1										1	1
V　その他サービス業	1	3				2	1	1					1			1	3	7	10
W　廃棄物処理業							1										1		1
X　公務・公共サービス	1																1		1
Y　分類不能・その他	2					2	1	1					1	3	1	1	5	7	12
総計	22	13	1	1	1	9	8	6		1			3	4	2	2	37	36	73
相談件数	39	28	4	2	1	19	15	10		2			4	6	3	5	66	72	138
一人当たり件数(男女別)	1.77	2.15	4.00	2.00	1.00	2.11	1.88	1.67		2.00			1.33	1.50	1.50	2.50	1.78	2.00	1.89
一人当たり件数(男女計)	1.91		3.00		2.00		1.79		2.00				1.43		2.00		1.89		

2026年 業種別 相談者数 月別集計

資料４

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	総計	構成比
A 農林水産業	1	2		1		1	5						10	1.7%
2025年				1	3	3							7	—
B 鉱業・砕石業														
2025年														—
C 建設・設計・重機業	3	5	6	2	5	3	4	4					32	5.4%
2025年	2	1		3	1	5	1						13	—
D 食品製造業		2		3	1	3	3						12	2.0%
2025年	1	1				2							4	—
E その他製造業		1	3	2		3	2						11	1.8%
2025年	1	1		1		2	1						6	—
F エネルギー・水道業	1						1						2	0.3%
2025年						1							1	—
G 通信・報道・IT業		1		3			3	2					9	1.5%
2025年	1			1	1			1					4	—
H 交通業	2			1	1	3		1					8	1.3%
2025年	1	1			1	1	1	1					6	—
I 陸運・倉庫業		2	3	4	2	3	2	5					21	3.5%
2025年	2	1	3	2	2	1		2					13	—
J 卸・小売・飲食業	8	10	15	3	15	14	7	10					82	13.7%
2025年	1	4	5	9		8	7	4					38	—
k 商品斡旋・リース業		1											1	0.2%
2025年														—
L 金融・保険業						1		1					2	0.3%
2025年		1					1						2	—
M 不動産業			1										1	0.2%
2025年			1			2	1	1					5	—
N 医療・保健・医薬品業	1	6	7	4	7	8	9	8					50	8.4%
2025年	7		7	4	4	2							24	—
O 社会福祉・介護業	4	7	11	17	8	4	16	6					73	12.2%
2025年	8	3	3	3	5	8	6	5					41	—
P ビル管理・警備業		3	1	2				7					13	2.2%
2025年	1	2	3	1	1	1		1					10	—
Q 労働派遣業														
2025年														—
R 教育・学習支援業	1	4	3	1		2		4					15	2.5%
2025年			1		1		1						3	—
S 会計・行政・法律事務所														
2025年														—
T 宿泊・娯楽業	3			2	1	3	1						10	1.7%
2025年	1		1	1			1						4	—
U 複合サービス業	2							1					3	0.5%
2025年		1											1	—
V その他サービス業	9	9	9	9	5	11	8	10					70	11.7%
2025年	1	7	5	3		5	4	6					31	—
W 廃棄物処理業				1		1		1					3	0.5%
2025年						2							2	—
X 公務・公共サービス	1	2	2		2	4	3	1					15	2.5%
2025年	1			1	1								3	—
Y 分類不能・その他	18	28	24	21	22	19	10	12					154	25.8%
2025年	4		2	3	3	5	1	9					27	—
総計	54	83	85	76	69	83	74	73					597	100.0%

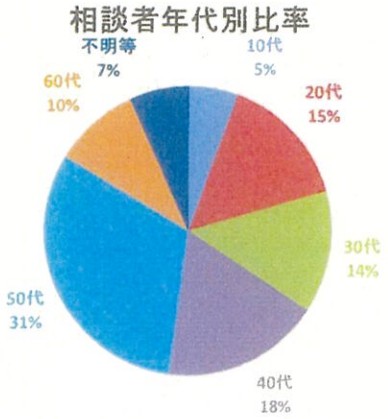
2026年8月相談件数（業種別）

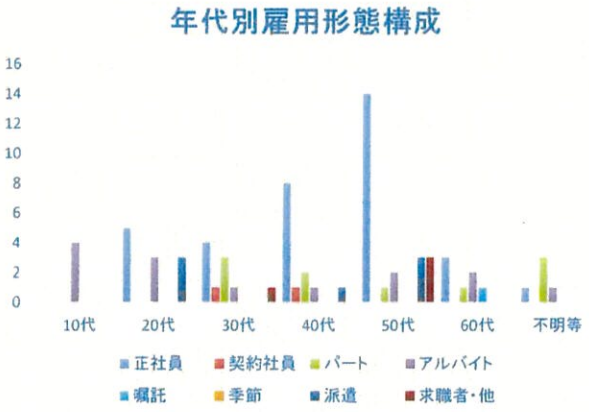
資料5

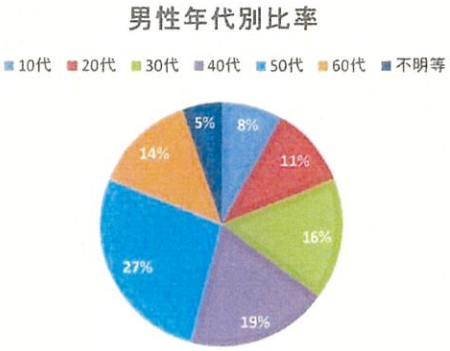
		A 農林水産業	B 鉱業・砕石業	C 建設・設計・重機業	D 食品製造業	E その他製造業	F エネルギー・水道業	G 通信・報道・IT業	H 交通業	I 陸運・倉庫業	J 卸・小売・飲食業	K 商品斡旋・リース業	L 金融・保険業	M 不動産業	N 医療・保健・医薬品業	O 社会福祉・介護業	P ビル管理・警備業	Q 労働派遣業	R 教育・学習支援業	S 会計・行政・法律事務所	T 宿泊・娯楽業	U 複合サービス業	V その他サービス業	W 廃棄物処理業	X 公務・公共サービス	Y 分類不能・その他	総計	構成比
	11 結成・運営・加盟															1										1	0.7%	
	12 不当労働行為																											
	13 労使関係																											
	14 その他 組合																											
	15 組合加入・脱退																											
労働組合関係																1										1	0.7%	
	21 就業規則・雇用契約			1				2			3				1	1	1		1			1	1			3	15	10.9%
	22 雇用形態																											
	23 配転・出向・転籍														1											1	0.7%	
	24 その他 契約							1			1															2	1.4%	
	25 一方的身分変更																											
	26 派遣・人夫貸し																											
労働契約関係				1				3			4				2	1	1		1			1	1			3	18	13.0%
	31 月例賃金未払・控除									1	1					1	1									2	6	4.3%
	32 不払残業・割増賃金									1	3								1							1	6	4.3%
	33 一時金・諸手当																											
	34 最低賃金										1															1	0.7%	
	35 その他 賃金														1		1						1			1	4	2.9%
	36 賃上げ・賃下げ																											
賃金関係										2	5				1	1	2		1				1			4	17	12.3%
	41 週40時間・長時間労働																											
	42 休日・休憩										3				1				1								5	3.6%
	43 年次有給休暇			1							2				1	2	1		1				1			1	10	7.2%
	44 その他 労働時間												1													2	3	2.2%
	45 労働時間延長・短縮																											
労働時間関係				1							5		1		2	2	1		2				1			3	18	13.0%
	51 解雇・退職強要・契約打切									1					3				1								5	3.6%
	52 合理化・倒産・閉鎖問題																						1				1	0.7%
	53 解雇予告手当														1												1	0.7%
	54 休業補償																											
	55 その他 雇用																											
雇用関係										1					4				1				1				7	5.1%
	61 定年問題																											
	62 退職金・退職手続			2				1		1	2				3	2	1		1				4				17	12.3%
	63 再雇用問題																											
	64 その他 退職																											
退職関係				2				1		1	2				3	2	1		1				4				17	12.3%
	71 雇用・労災								1		1															1	3	2.2%
	72 健保・年金								1								1									1	3	2.2%
	73 税金問題																											
	74 その他 保険・税																											
保険・税									2		1						1									2	6	4.3%
	81 労働災害			1												1							1			1	4	2.9%
	82 職業病																											
	83 安全衛生										1		1		1		1							1			5	3.6%
	84 その他 安全衛生							1																	1		2	1.4%
	85 PTSD																											
労働安全衛生				1				1			1		1		1	1	1						1	1	1	1	11	8.0%
	91 男女差別																											
	92 女性保護																											
	93 セクハラ																					1	1				2	1.4%
	94 嫌がらせ・パワハラ			1						1	5		1		2	4	3		4				6			5	32	23.2%
	95 その他 差別																											
差別等				1						1	5		1		2	4	3		4			1	7			5	34	24.6%
	# 経営問題・労務管理																						1				1	0.7%
	# 上記以外			1						1	2					1	1						1			1	8	5.8%
	# 職業紹介・求人																											
その他				1						1	2					1	1						2			1	9	6.5%
合計	8月相談件数			7				5	2	6	25		3		15	13	11		10			2	18	1	1	19	138	100.0%
	8月相談者数			4				2	1	5	10		1		8	6	7		4			1	10	1	1	12	73	
	1人当たり相談件数			1.75				2.50	2.00	1.20	2.50		3.00		1.88	2.17	1.57		2.50			2.00	1.80	1.00	1.00	1.58	1.89	
	違反件数			1				2	2	2	10		2		6	4	5					1	2	1		7	45	
	違反率			14.3%				40.0%	100.0%	33.3%	40.0%		66.7%		40.0%	30.8%	45.5%					50.0%	11.1%	100.0%		36.8%	32.6%	

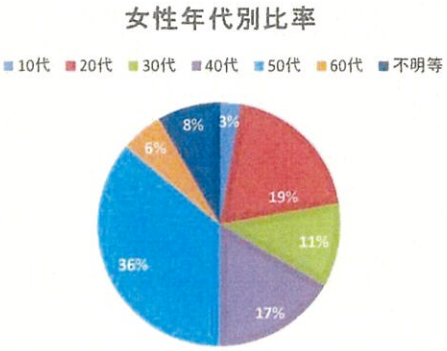
年齢構成別集計グラフ

資料６

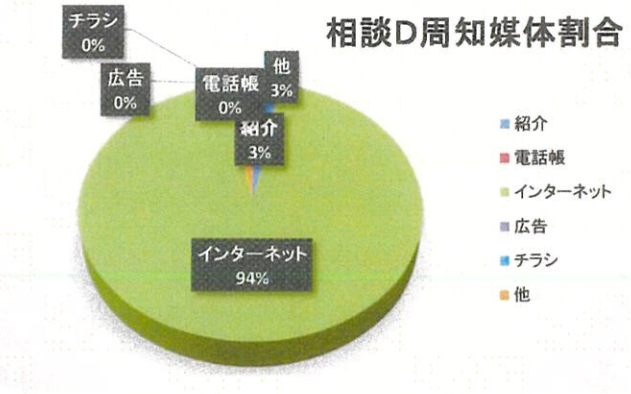


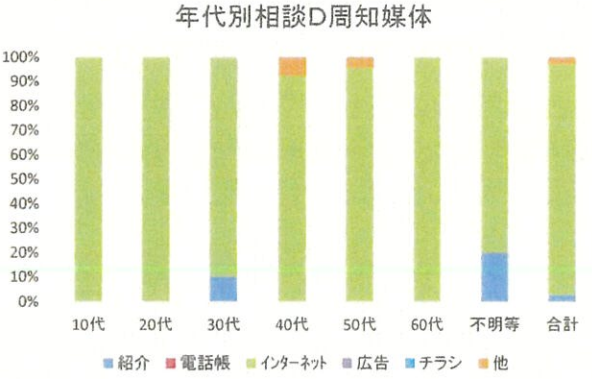


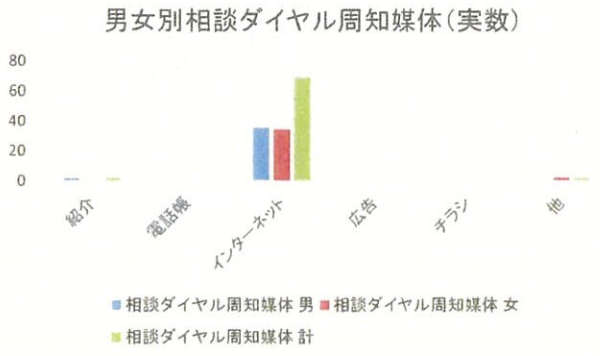


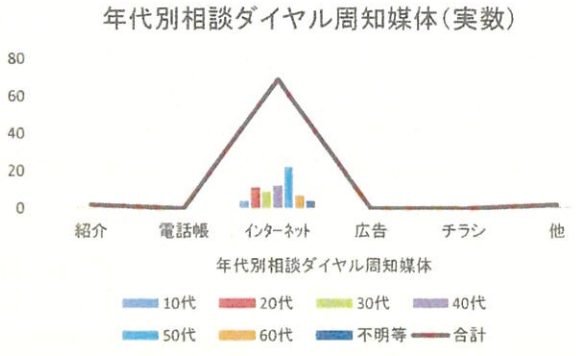


相談ダイヤル周知媒体集計









2026年8月 違法件数 （相談項目・雇用形態別）

資料７

	1 正社員		2 契約		3 パート		4 アルバイト		5 嘱託		6 季節		7 派遣		8 求職者・他		合計		総計	構成比
	1 男	2 女	1 男	2 女	1 男	2 女	1 男	2 女	1 男	2 女	1 男	2 女	1 男	2 女	1 男	2 女	1 男	2 女		
11 結成・運営・加盟																				
12 不当労働行為																				
13 労使関係																				
14 その他 組合																				
15 組合加入・脱退																				
労働組合関係																				
21 就業規則・雇用契約		1				1	1							1			1	3	4	8.9%
22 雇用形態																				
23 配転・出向・転籍																				
24 その他 契約		1												1				2	2	4.4%
25 一方的身分変更																				
26 派遣・人夫貸し																				
労働契約関係		2				1	1							2			1	5	6	13.3%
31 月例賃金未払・控除	1			1				1						1	1		2	3	5	11.1%
32 不払残業・割増賃金	2							1						1			2	2	4	8.9%
33 一時金・諸手当																				
34 最低賃金							1										1		1	2.2%
35 その他 賃金		1					1										1	1	2	4.4%
36 賃上げ・賃下げ																				
賃金関係	3	1		1			2	2						2	1		6	6	12	26.7%
41 週40時間・長時間労働																				
42 休日・休憩	1	1						1									1	2	3	6.7%
43 年次有給休暇	4	2															4	2	6	13.3%
44 その他 労働時間		1					1										1	1	2	4.4%
45 労働時間延長・短縮																				
労働時間関係	5	4					1	1									6	5	11	24.4%
51 解雇・退職強要・契約打切		2																2	2	4.4%
52 合理化・倒産・閉鎖問題																				
53 解雇予告手当																				
54 休業補償																				
55 その他 雇用																				
雇用関係		2																2	2	4.4%
61 定年問題																				
62 退職金・退職手続																				
63 再雇用問題																				
64 その他 退職																				
退職関係																				
71 雇用・労災	1																1		1	2.2%
72 健保・年金	1					1											1	1	2	4.4%
73 税金問題																				
74 その他 保険・税																				
保険・税	2					1											2	1	3	6.7%
81 労働災害																				
82 職業病																				
83 安全衛生	1	2					1										2	2	4	8.9%
84 その他 安全衛生																				
85 PTSD																				
労働安全衛生	1	2					1										2	2	4	8.9%
91 男女差別																				
92 女性保護																				
93 セクハラ								1										1	1	2.2%
94 嫌がらせ・パワハラ	5																5		5	11.1%
95 その他 差別																				
差別等	5							1									5	1	6	13.3%
991 経営問題・労務管理																				
992 上記以外	1																1		1	2.2%
993 職業紹介・求人																				
その他	1																1		1	2.2%
違反合計	17	11		1		2	5	4						4	1		23	22	45	100.0%
相談件数	39	28	4	2	1	19	15	10		2			4	6	3	5	66	72	138	
違法率	43.6%	39.3%		50.0%		10.5%	33.3%	40.0%						66.7%	33.3%		34.8%	30.6%	32.6%	
	41.8%		16.7%		10.0%		36.0%						40.0%		12.5%		32.6%			

2026年8月違反相談件数（業種別）

資料8

	A 農林水産業	B 鉱業・砕石業	C 建設・設計・重機業	D 食品製造業	E その他製造業	F エネルギー・水道業	G 通信・報道・IT業	H 交通業	I 陸運・倉庫業	J 卸・小売・飲食業	K 商品斡旋・リース業	L 金融・保険業	M 不動産業	N 医療・保健・医薬品業	O 社会福祉・介護業	P ビル管理・警備業	Q 労働派遣業	R 教育・学習支援業	S 会計・行政・法律事務所	T 宿泊・娯楽業	U 複合サービス業	V その他サービス業	W 廃棄物処理業	X 公務・公共サービス	Y 分類不能・その他	総計	構成比
11 結成・運営・加盟																											
12 不当労働行為																											
13 労使関係																											
14 その他 組合																											
15 組合加入・脱退																											
労働組合関係																											
21 就業規則・雇用契約							1			1												1			1	4	2.9%
22 雇用形態																											
23 配転・出向・転籍																											
24 その他 契約							1			1																2	1.4%
25 一方的身分変更																											
26 派遣・人夫貸し																											
労働契約関係							2			2												1			1	6	4.3%
31 月例賃金未払・控除									1	1					1	1									1	5	3.6%
32 不払残業・割増賃金									1	2															1	4	2.9%
33 一時金・諸手当																											
34 最低賃金										1																1	0.7%
35 その他 賃金														1		1										2	1.4%
36 賃上げ・賃下げ																											
賃金関係									2	4				1	1	2									2	12	8.7%
41 週40時間・長時間労働																											
42 休日・休憩										2				1												3	2.2%
43 年次有給休暇			1							1				1	2	1										6	4.3%
44 その他 労働時間												1													1	2	1.4%
45 労働時間延長・短縮																											
労働時間関係			1							3		1		2	2	1									1	11	8.0%
51 解雇・退職強要・契約打切														2												2	1.4%
52 合理化・倒産・閉鎖問題																											
53 解雇予告手当																											
54 休業補償																											
55 その他 雇用																											
雇用関係														2												2	1.4%
61 定年問題																											
62 退職金・退職手続																											
63 再雇用問題																											
64 その他 退職																											
退職関係																											
71 雇用・労災								1																		1	0.7%
72 健保・年金								1																	1	2	1.4%
73 税金問題																											
74 その他 保険・税																											
保険・税								2																	1	3	2.2%
81 労働災害																											
82 職業病																											
83 安全衛生												1		1		1							1			4	2.9%
84 その他 安全衛生																											
85 PTSD																											
労働安全衛生												1		1		1							1			4	2.9%
91 男女差別																											
92 女性保護																											
93 セクハラ																					1					1	0.7%
94 嫌がらせ・パワハラ										1						1						1			2	5	3.6%
95 その他 差別																											
差別等										1						1					1	1			2	6	4.3%
991 経営問題・労務管理																											
992 上記以外															1											1	0.7%
993 職業紹介・求人																											
その他															1											1	0.7%
違反相談件数			1				2	2	2	10		2		6	4	5					1	2	1		7	45	32.6%
総相談件数			7				5	2	6	25		3		15	13	11		10			2	18	1	1	19	138	
総相談者数			4				2	1	5	10		1		8	6	7		4			1	10	1	1	12	73	
1人当たり相談件数			1.75				2.50	2.00	1.20	2.50		3.00		1.88	2.17	1.57		2.50			2.00	1.80	1.00	1.00	1.58	1.89	
違反率			14.3%				40.0%	100.0%	33.3%	40.0%		66.7%		40.0%	30.8%	45.5%					50.0%	11.1%	100.0%		36.8%	32.6%	

合計

2026年・月別集計　違法件数　（相談項目別）

資料９

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	総計	構成比
11 結成・運営・加盟														
12 不当労働行為				1									1	0.3%
13 労便関係														
14 その他 組合		1											1	0.3%
15 組合加入脱退														
労働組合関係		1		1									2	0.5%
21 就業規則・雇用契約	3	5	3	5	4	6	1	4					31	7.8%
22 雇用形態		1			1								2	0.5%
23 配転・出向・転籍		2											2	0.5%
24 その他 契約	4	3	2	2	1	2	5	2					21	5.3%
25 一方的身分変更														
26 派遣・人夫貸し														
労働契約関係	7	11	5	7	6	8	6	6					56	14.0%
31 月例賃金未払・控除	1	3	2	4	1	2	2	5					20	5.0%
32 不払残業・割増賃金	5	6	4	5	5	4	5	4					38	9.5%
33 一時金・諸手当							1						1	0.3%
34 最低賃金		3	1	1				1					6	1.5%
35 その他 賃金	2	5	4	2	1	7	4	2					27	6.8%
36 賃上げ・賃下げ		2											2	0.5%
賃金関係	8	19	11	12	7	13	12	12					94	23.6%
41 週40時間・長時間労働	3	1	1			1							6	1.5%
42 休日・休憩	5	4	4	1	5	5	2	3					29	7.3%
43 年次有給休暇	1	2	3	1	2	2	3	6					20	5.0%
44 その他 労働時間	1	2	1			3		2					9	2.3%
45 労働時間延長・短縮														
労働時間関係	10	9	9	2	7	11	5	11					64	16.0%
51 解雇・退職強要・契約打切	5	2	6	5	8	7	5	2					40	10.0%
52 合理化・倒産・閉鎖問題														
53 解雇予告手当			2	1			1						4	1.0%
54 休業補償			2			2							4	1.0%
55 その他 雇用		1	1										2	0.5%
雇用関係	5	3	11	6	8	9	6	2					50	12.5%
61 定年問題														
62 退職金・退職手続	2	6		1									9	2.3%
63 再雇用問題		1											1	0.3%
64 その他 退職		1											1	0.3%
退職関係	2	8		1									11	2.8%
71 雇用保険・労災保険				1		1		1					3	0.8%
72 健康保険・厚生年金		1			1	1		2					5	1.3%
73 税金問題														
74 その他 保険・税														
保険・税		1		1	1	2		3					8	2.0%
81 労働災害		1											1	0.3%
82 職業病														
83 安全衛生	1	3	2	1	2		1	4					14	3.5%
84 その他 安全衛生		2					1						3	0.8%
85 PTSD														
労働安全衛生	1	6	2	1	2		2	4					18	4.5%
91 男女差別		1											1	0.3%
92 女性保護	1					1							2	0.5%
93 セクハラ		2	2	1	1		2	1					9	2.3%
94 嫌がらせ・パワハラ	7	16	8	7	2	11	8	5					64	16.0%
95 その他 差別	1	1	1	2		2							7	1.8%
差別等	9	20	11	10	3	14	10	6					83	20.8%
991 経営問題・労務管理														
992 上記以外	3	3	1	2	1		2	1					13	3.3%
993 職業紹介・求人														
その他	3	3	1	2	1		2	1					13	3.3%
合計	45	81	50	43	35	57	43	45					399	100.0%
相談件数	89	150	152	123	98	153	119	138					1,022	
違法率	50.6%	54.0%	32.9%	35.0%	35.7%	37.3%	36.1%	32.6%					###	
相談者数	54	83	85	76	69	83	74	73					597	
１人当たり件数	1.65	1.81	1.79	1.62	1.42	1.84	1.61	1.89					1.71	

参考　2025年違反相談件数	17	16	8	18	9	32	20	25	28	34	25	10	242